

保 発 0 8 1 7 第 1 号  
年 管 発 0 8 1 7 第 1 号  
令 和 2 年 8 月 1 7 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び  
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日付け保発第4号）等により取り扱ってきたところであるが、厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和2年政令第246号）が令和2年9月1日より施行され、厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限が見直されることに伴い、同通知の一部を改正し、同日から適用することとしたので、その適用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

2の(1)のイ中「第30級」を「第31級」に、「63万5,000円」を「66万5,000円」に改め、同エ中「第31級」を「第32級」に、「63万5,000円」を「66万5,000円」に、「第30級」を「第31級」に改める。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険66万5,000円以上となった場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあつては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第31級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 随時改定</p> <p>(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険63万5,000円以上となった場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額(健康保険にあつては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。)が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>